

第1号議案

茨城県立高等学校進学学力検査規則の一部を改正する規則

茨城県立高等学校進学学力検査規則（昭和32年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「委員長は、茨城県教育庁学校教育部長をもってこれに充て、」を「委員長及び」に改める。

付 則（令和4年 月 日教育委員会規則第 号）
この規則は、公布の日から施行する。

令和4年4月22日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

令和3年度から着手した学力検査問題作成委員会の段階的な組織体制の見直しに伴い、標記規則について所要の改正をしようとするものである。

(新旧対照表) 茨城県立高等学校進学学力検査規則の一部改正について

改正後	改正前
第6条の2 前項の <u>委員長及び委員</u> は茨城県教育委員会教育長が任命する。	第6条の2 前項の <u>委員長は、茨城県教育庁学校教育部長をもってこれに充て、委員</u> は茨城県教育委員会教育長が任命する。

第 2 号議案

令和 4 年度茨城県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

県及び市町村の教育委員会等が、令和 5 年度に使用する特別支援学校の小・中学部及び小・中学校等において使用する教科用図書のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条に基づき使用する教科用図書の採択を行うに当たり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 11 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定により、下記事項について意見を求める。

記

- 1 県立特別支援学校の小・中学部において、令和 5 年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのようにしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針
 - (2) 採択に関する資料

- 2 市町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長が行う、令和 5 年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのような指導、助言又は援助をしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針
 - (2) 採択に関する資料
 - (3) 市町村の教育委員会が協議して採択する場合の方法

令和 4 年 4 月 22 日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定により、諮問しようとするものである。